

別表2(第7条関係)

徴収基準額表

世帯の階層区分		徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C	A階層およびB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D1	A階層、B階層およびC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	290
D2		3,001 ～ 5,800 円	350
D3		5,801 ～ 8,700 円	380
D4		8,701 ～ 13,000 円	430
D5		13,001 ～ 17,400 円	470
D6		17,401 ～ 22,400 円	550
D7		22,401 ～ 28,200 円	630
D8		28,201 ～ 58,400 円	810
D9		58,401 ～ 75,000 円	940
D10		75,001 ～ 96,600 円	1,160
D11		96,601 ～ 121,800 円	1,380
D12		121,801 ～ 175,500 円	1,790
D13		175,501 ～ 221,100 円	2,200
D14		221,101 ～ 380,800 円	2,620
D15		380,801 ～ 549,000 円	4,040
D16		549,001 ～ 579,000 円	4,250
D17		579,001 ～ 700,900 円	5,150
D18		700,901 ～ 849,000 円	6,130
D19		849,001 ～ 1,041,000 円	7,190
D20		1,041,001円以上	全額